

## 田辺市周辺衛生施設組合公告式条例

制 定	昭和52年 1 月18日	条例第 3 号
改 正	平成 5 年 9 月 1 日	条例第 3 号
改 正	平成11年11月 2 日	条例第 1 号
改 正	平成16年 9 月30日	条例第 1 号
改 正	平成17年 4 月28日	条例第 1 号
改 正	平成29年 3 月 1 日	条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

田辺市役所掲示場 田辺市新屋敷町 1 番地

みなべ町役場掲示場 日高郡みなべ町芝742番地

(規則及び規程に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、組合の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものに準用する。

(施行期日の特例)

第 4 条 組合の規則並びにその機関の定める規則その他の規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 9 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年11月 2 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 9 月30日条例第 1 号）

この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 4 月28日条例第 1 号）

この条例は、平成17年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。